

特待奨学生制度

本学では、医療福祉の専門職を目指すみなさんの進学を経済的に支援することを目的として、特待奨学生制度を導入しています。

特待奨学生は「特待奨学生特別選抜」、「一般選抜前期」、「大学入学共通テスト利用選抜」の合格者より選抜します。なお、入学試験時の科目試験の結果および出願書類を総合的に判定し、特に成績優秀であり、本学の特待奨学生としてふさわしいと認められる人物を選抜します。

特待奨学生にはS・A・Bの3種類があり、特待奨学生Sは授業料の100%相当額、特待奨学生Aは50%相当額、特待奨学生Bは30%相当額の奨学金を4年間（薬学部、福岡薬学部は6年間）給付します。

特別な申請等は必要なく、特待奨学生を選抜する入試の受験者全員が選抜対象となります。面接等の審査もありません。

●学部・学科別 特待奨学生選抜人数

特待奨学生を選抜する入試		特待奨学生特別選抜		一般選抜前期	大学入学共通テスト 利用選抜	
学部・学科		特待奨学生区分 奨学金給付額	特待奨学生S 授業料100%相当額	特待奨学生A 授業料50%相当額	特待奨学生B 授業料30%相当額	
保健医療学部	看護学科		4人	6人	4人	4人
	理学療法学科		4人	6人	4人	4人
	作業療法学科		4人	6人	4人	4人
	言語聴覚学科		4人	8人	4人	4人
	視機能療法学科		3人	4人	3人	3人
	放射線・情報科学科		4人	6人	4人	4人
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	—	—	15人	10人	10人
薬学部	薬学科		20人	30人	25人	25人
成田看護学部	看護学科		4人	6人	—	—
成田保健医療学部	理学療法学科		4人	6人	4人	4人
	作業療法学科		3人	4人	2人	2人
	言語聴覚学科		3人	4人	3人	3人
	医学検査学科		4人	8人	4人	4人
	放射線・情報科学科		2人	3人	2人	2人
赤坂心理・医療福祉マネジメント学部	心理学科		2人	6人	5人	5人
	医療マネジメント学科		2人	6人	5人	5人
小田原保健医療学部	看護学科		2人	6人	—	—
	理学療法学科		3人	6人	—	—
	作業療法学科		3人	4人	—	—
福岡保健医療学部	理学療法学科		4人	6人	4人	4人
	作業療法学科		3人	4人	3人	3人
	医学検査学科		5人	15人	4人	4人
福岡薬学部	薬学科		15人	20人	15人	15人

※ 医療福祉学部では特待奨学生Sの選抜は行いません。成田看護学部、小田原保健医療学部では特待奨学生Bの選抜は行いません。

※ 特待奨学生は、特待奨学生を選抜する入試において試験結果の科目合計得点率が60%以上の者を対象として選抜します。

※ 特待奨学生に該当しない場合でも、一般合格者を選抜します。

●特待奨学生の資格継続について

特待奨学生の奨学金給付期間は本学学則で定める修業年限とします。ただし、以下の項目のいずれかに該当した場合には、原則としてその後の奨学金給付は行いません。

- ①留年した場合^{*1}
- ②転学科した場合
- ③本学学則で定める懲戒処分を受けた場合
- ④前年度の成績が不良の場合^{*2}
- ⑤その他、奨学金給付を継続することが適当でないと学長が判断した場合

*1 休学による留年を除く。

*2 特待奨学生Sは、前年度の学科内における成績順位が下位50%に入った場合。特待奨学生AおよびBは、前年度の学科内における成績順位が下位40%に入った場合。

●特待奨学生制度における奨学金給付額

特待奨学生を選抜する入試		特待奨学生特別選抜						一般選抜前期 大学入学共通テスト利用選抜		
特待奨学生区分 奨学金給付額		特待奨学生S 授業料100%相当額			特待奨学生A 授業料50%相当額			特待奨学生B 授業料30%相当額		
給付額		奨学金 給付額	奨学金 給付前の 学生納付金	奨学金 給付後の 学生納付金	奨学金 給付額	奨学金 給付前の 学生納付金	奨学金 給付後の 学生納付金	奨学金 給付額	奨学金 給付前の 学生納付金	奨学金 給付後の 学生納付金
学部・学科	学部・学科									
保健医療学部	看護学科 放射線・情報科学科	360万円	614万円	254万円	180万円	614万円	434万円	108万円	614万円	506万円
	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 視機能療法学科			250万円			430万円			502万円
医療福祉学部		選抜しません			140万円	412万円	272万円	84万円	412万円	328万円
薬学部		660万円	990万円	330万円	330万円	990万円	660万円	198万円	990万円	792万円
成田看護学部		360万円	614万円	254万円	180万円	614万円	434万円	選抜しません		
成田保健医療学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科			250万円			430万円	610万円	502万円	
	医学検査学科 放射線・情報科学科			254万円			434万円	614万円	506万円	
赤坂心理・医療福祉マネジメント学部		280万円	412万円	132万円	140万円	412万円	272万円	84万円	412万円	328万円
小田原保健医療学部	看護学科	360万円	614万円	254万円	180万円	614万円	434万円	選抜しません		
	理学療法学科 作業療法学科			250万円			430万円			
福岡保健医療学部		360万円	565万円	205万円	180万円	565万円	385万円	108万円	565万円	457万円
福岡薬学部		660万円	990万円	330万円	330万円	990万円	660万円	198万円	990万円	792万円

※ 上記学生納付金は4年間（薬学部、福岡薬学部は6年間）の総額です。なお、学生納付金には、授業料以外に入学金（初年度のみ）、実験実習費（実習・文献費）、施設設備費（施設費）が含まれます。

※ 特待奨学生制度により給付される奨学金は各年度の授業料に振り替えます。

※ 医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 介護福祉コースは授業料の一部が免除されるため金額が異なります。詳細についてはP.24を確認してください。

特待奨学生制度

● チャレンジ受験について

チャレンジ受験とは、特待奨学生を選抜する入試が実施される前に、今年度実施する入試で入学手続を行っている者（既入学手続者）が、入学の権利を確保したまま**入学手続を行っている学科を第一志望学科として**もう一度受験し、特待奨学生に挑戦することです。チャレンジ受験をして特待奨学生に選抜されなかったとしても、入学に影響することはありません。

● チャレンジ受験出願時の注意事項

チャレンジ受験できる入試区分と対象者は下表のとおりです。

入学手続を行っている入試区分によりチャレンジ受験できる入試区分が異なります。

チャレンジ受験できる入試区分	対象者	注意事項
● 特待奨学生特別選抜	以下の入試における既入学手続者 <ul style="list-style-type: none"> ● 総合型選抜 ● 学校推薦型選抜 [公募制/指定校制] ● 帰国生徒特別選抜 ● 社会人特別選抜 [11月] ● 留学生特別選抜 [11月] (出願時点で入学手続見込みの者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学手続を行っている学部・学科を第一志望としてください。 ● 左記の入試（留学生特別選抜を除く）の既入学手続者は、第二・第三志望学科を選択できません。 ● 「特待奨学生特別選抜」を受験するためには、あらかじめ所定の出願手続を行ってください（「出願手続（P.54～）」参照）。 ● 入学検定料は、10,000円です。 ● 左記の入試（留学生特別選抜を除く）の既入学手続者は、専願者として扱うため、チャレンジ受験の結果にかかわらず入学を辞退することはできません。 ● 「一般選抜前期」および「大学入学共通テスト利用選抜」にチャレンジ受験することはできません。 ● 留学生特別選抜は併願制入試のため、既入学手続者が入学手続を行っている学科を第一志望としてチャレンジ受験する場合でも、第二・第三志望学科を選択できます（「第二・第三志望制度について（P.11）」参照）。ただし第二・第三志望学科を選択した場合は正規の入学検定料が必要となります。
● 一般選抜前期 ● 大学入学共通テスト利用選抜	以下の入試における既入学手続者 <ul style="list-style-type: none"> ● 特待奨学生特別選抜の一般合格者 (出願時点で入学手続見込みの者および二段階納入方式の1次手続のみ行った(見込みも含む)者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学手続を行っている学部・学科を第一志望としてください。 ● 第二・第三志望学科も選択できます（「第二・第三志望制度について（P.11）」参照）。 ● 「一般選抜前期」や「大学入学共通テスト利用選抜」を受験するためには、あらかじめ所定の出願手続を行ってください（「出願手続（P.54～）」参照）。 ● 正規の入学検定料が必要です。 ● 成田看護学部、小田原保健医療学部では特待奨学生Bの選抜を行わないため、一般選抜前期および大学入学共通テスト利用選抜にチャレンジ受験することはできません。

※ 一部の入試区分では、合格した入試区分の入学手続期間とチャレンジ受験をする入試区分の出願期間が重複しています。

出願をする際は合格発表後に出願登録を行ってください。なお、入学手続期間と出願期間が重複している場合、入学手続を行うことを前提にチャレンジ受験の出願を許可します。

※ 特待奨学生特別選抜の一般合格者が、「二段階納入方式」（P.14参照）により入学手続を行う場合、1次手続のみを行って（見込みを含む）いればチャレンジ受験に出願可能です。

※ 入学手続見込みで出願後、合格した入試区分の入学手続期間内に入学手続または1次手続を完了しない場合は、チャレンジ受験としての出願は無効となります。なお、その際も一度納入した入学検定料は返還しません。

学生納付金等振替措置

先行して合格発表が行われた入試区分で入学手続を行っている者が、その後の入試区分において、特待奨学生になった場合や新たに合格した別の学部・学科への入学を希望する場合は、所定の手続を行うことで学生納付金を振り替えることができます。

振替を希望する場合は、入学手続の際に「学生納付金等振替申請書」に必要事項を記入し、新たに入学を希望する入試区分の入学手続書類と併せて提出してください。詳細は、「入学手続要項」を確認してください。

※ 専願制入試で合格している場合は、学部・学科を変更することはできません。

● 特待奨学生制度フローチャート

